

◎新潟県告示第1094号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県規則第11号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

なお、平成17年3月新潟県告示第269号は、廃止する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

法令又は条例等の名称	条項
旅行業法（昭和27年法律第239号）	第10条
調理師法（昭和33年法律第147号）	第5条第2項
食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	第71条（第67条第1項第5号に掲げる事項に係るものを除く。）
新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）	第14条第1項（工事の着手に係るものに限る。）
新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）	第8条（新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）第3条第1項第5号に掲げる事項に係るものを除く。）
新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）	第61条第1項
新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）	第5条及び第16条
新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）	第3条
新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）	第5条及び附則第8項
新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）	第3条
新潟県健康増進法施行細則（平成15年新潟県規則第85号）	第2条第2項及び第4条第2項